

調査事業実施報告書目次（案）構成イメージ

第1章 本調査事業の目的・業務内容

1-1 本調査事業の目的

トラック運送業においては、他の産業と比較して総労働時間が長く、また、荷主都合による手持ち時間等で長時間労働になるという実態があるものの、トラック運送事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業として、トラック輸送における取引環境及労働時間改善協議会（以下「地方協議会」という）が選定した発着荷主及び運送事業者による集団（以下「対象集団」という）に対する現状の分析、課題に対する解決手段を検討の上、実証実験を実施し検証することにより、トラック運送事業者の長野長時間労働改善のための環境整備を行うことを目的とする。

1-2 本調査事業の業務概要

- (1) 対象集団事業者に対するヒアリング等による事前調査
- (2) 長時間労働にかかる課題の整理・分析及びパイロット事業内容の検討
- (3) 検討会の実施
- (4) 実証実験の実施
- (5) 対象集団事業者に対する実証実験終了後のヒアリング等
- (6) 実証実験内容の効果検証及び取りまとめ

第2章 トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業

- 2-1 対象集団の概要
- 2-2 パイロット事業の実施内容
- 2-3 パイロット事業の分析結果
- 2-4 今後の取引環境の改善に向けて

検討会や協議会へ報告した内容を基に、構成。

第3章 トラック運送事業の長時間労働改善に向けたパイロット事業概要版（東北運輸局管内）

- 3-1 02 青森県パイロット事業概要版
- 3-2 03 岩手県パイロット事業概要版
- 3-3 04 宮城県パイロット事業概要版
- 3-4 05 秋田県パイロット事業概要版
- 3-5 06 山形県パイロット事業概要版
- 3-6 07 福島県パイロット事業概要版

全国共通フォーマット（本省提出様式）にて、東北運輸局管内の全パイロット事業について紹介。

第4章 トラック運送事業に関わる共通課題への取り組み状況

4-1 人材確保に向けた取り組み

- ・地域創生人材育成事業の概要について
- ・物流事業を対象とした取り組み

- 厚生労働省の人材確保事業となる「地域創生人材育成事業」の活用に関して、紹介。3年計画（H27～H29）で、予算規模が年3億円／1事業。H27・H28・H29の3か年の実績においても、物流事業を対象とした育成が全国各地で実施された。（H27：京都府・山口県 H28：群馬県・埼玉県・長崎県 H29：神奈川県・滋賀県）
- この事業は、人手不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした公的職業訓練の枠組みでは対応しきれない人材育成の取り組みについて、当該の分野においても安定的な人材の確保を目指すことを目的に取り組まれている事業。
- 東北管内においては、宮城県が次年度の事業として「IT・ものづくり・物流分野における人材の育成」で厚生労働省に申請しているところ。管内各県においても積極的に、取り組んでいくことが期待される。

4-2 取引環境の改善に向けた取り組み

(1) 荷主企業に対する実態調査

- 平成27年にトラック事業者を対象に実施した実態調査において、拘束時間が長かった輸送品目を取扱う荷主企業に対し、運送契約などの書面化や作業内容などの取引関係、改善基準告示の理解度や荷主の抱えている課題、改善に向け取り組んでいる内容を把握するため実態調査を実施した。
- 調査結果については、郵送による調査は東北全体で345者に送付し172者から回収（回収率50%）。ヒアリングによる調査は東北管内で10者。
- この結果については、次年度における荷主懇談会等で活用しトラック運送事業の取引環境の改善が期待される。

(2) 相互理解を深め、より良い協力関係の構築（「荷主懇談会の実施」）

- 東北各県において、荷主企業と運送事業者を対象に荷主懇談会を開催。
- 当該懇談会はトラック運送業会の現状や課題について、情報共有（課題を共有すること）の大切さを改めて認識し、荷主企業と運送事業者が「お互いを考える」ようになり歩み寄りが見受けられたなど荷主及び運送事業者双方から好評であった。次年度以降もトラック業会の取り巻く環境を荷主と運送事業者が情報を共有し、議論が進められる環境作りを行うことで取引環境の改善に有効であると考えられる。

(3) 改正運送約款の普及促進について

- 昨年11月に適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金を明確化し、運賃とは別建てで料金が收受できるよう標準運送約款を改正したところ。
- 管内各県で運送事業者への説明会を開催するとともに、荷主団体に対する説明と傘下会員への周知を依頼。
- 現在、管内4,147者のうち新約款の届出は1,528者となっており全体の約40%。今後、アンケート調査により実態調査を行い改正運送約款の普及・啓発に努める

(4) 東北運輸局における取り組み・荷主勧告制度について

- 平成29年の通達改正による荷主勧告制度（「荷主協力要請書」）により、荷主企業7者に対し協力要請書を発出したところ。今後も管内において積極的に発出する。

第5章 次年度における労働時間短縮・取引環境の改善に向けた取組

5-1 次年度のコンサルティング事業について

- 28,29年度に実施したパイロット事業で、これまでに把握していたものの、具体的に着手できていない課題や引き続き深掘りが必要な課題等について取組を検討する。
- 次年度は東北ブロックとして実施することから、東北特有の農産物（青森、秋田、山形、青森県協議会で実施）を対象に更に深掘りし、改善策の費用対効果や費用負担等のあり方など、より実効性をあげていく必要がある。
- 東北管内から首都圏に向けた輸送は長距離輸送となり長時間労働の実態が多いことで不規則な運行となっている。長距離運行に中継輸送を導入することで、輸送の効率化を図り不規則な就業形態や長時間労働の解消が期待されることから、中継輸送を対象に取組を検討し、今後の普及・実用化に向けた環境整備が求められている。

5-2 荷主企業と取引環境の改善に向けた取組

(1) 相互理解を深め、より良い協力関係の構築（「荷主懇談会の実施」）

- 次年度の懇談会では、行政からの説明に加え、荷主、事業者側との意見交換など議論ができるような環境を作ることで、より良い関係の構築に努める。
- 今年度実施した荷主企業に対する実態調査の結果を踏まえ、適正取引や労働環境の改善について理解を求めるとともに、働きかけを行うことで取引環境の改善が期待される。

(2) 改正運送約款の普及促進について

- 改正運送約款へ移行した事業者が運賃とは別建てで料金の收受状況についてアンケート調査等により問題・課題等を把握し、改正運送約款の普及・啓発に努める。